

お知らせ

令和2年4月1日より、各公民館の使用料を改定します。

区分	公民館	室名等	1時間あたりの使用料
ホール・集会室等	中央公民館 大ホール	会議のとき	420 円 (550)
		展示・演芸会のとき	630 (820)
	中央公民館 伊井公民館 坪江公民館 劔岳公民館 細呂木公民館 湯のまち公民館 北潟公民館	多目的ホール 多目的ホール 多目的ホール 多目的大ホール 小講堂 集会室 集会室	320 (420)
会議室等	中央公民館 伊井公民館 坪江公民館 劔岳公民館 細呂木公民館 吉崎公民館 湯のまち公民館	学習室・郷土資料室 学習室 小会議室・創作室 小和室・会議室 資料室・図書室 小和室・図書室 洋会議室・洋研修室 第2会議室・視聴覚室	210 (270)
	本荘公民館 北潟公民館	会議室・研修室 会議室・研修室	
	中央公民館 伊井公民館 坪江公民館 劔岳公民館 細呂木公民館 吉崎公民館 湯のまち公民館 本荘公民館	和室・視聴覚室 第1・2講義室 和室 和室 和室 和室 工作室・和室 大和室 会議室（和室） 工芸室・研修室（和室） 集会室	260 (340)
調理（実習）室	伊井公民館・坪江公民館・劔岳公民館・細呂木公民館 吉崎公民館・湯のまち公民館・北潟公民館・本荘公民館		320 (420)
体育館・講堂	伊井公民館・坪江公民館・劔岳公民館・細呂木公民館		420
備品	電気窯	電気料に相当する額で市長が定める額	

- 備考
- 1 冷暖房設備を使用した場合は、上記表の()内の金額とする。
 - 2 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。